

組織に関する規程

一般社団法人島根県警備業協会の会員の組織に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県警備業協会定款第6条の規定に基づき一般社団法人島根県警備業協会の正会員の組織について必要な事項を定める。

(正会員の会員権行使と委任)

第2条 正会員は、1個の表決権を有する。

2 正会員の表決権等、会員としての権利（以下「会員権」という。）は、次の者によって行使できる。

(1) 会社法上の代表取締役又はその代理人としてあらかじめ届出されている会員代表者

(2) 前号のいずれかの者から委任状により委任された同じ正会員所属の者又は他の正会員

3 前項の委任は、委任状（様式1）による。

(会員代表者の届出と変更)

第3条 正会員として入会しようとするときは、あらかじめ正会員として会員権を行使する会員代表者を定めて申し込むものとする。

2 正会員は、会員代表者を変更するときは、会員代表者変更届書（様式2）により理由を付して会長に届出なければならない。

(権利の行使と委任)

第4条 会社法上の代表取締役以外の者の会員代表者による正会員としての会員権の行使は、当該代表取締役から同権限を委任されたものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。